

下豊富
福祉だより

第28号
平成30年9月15日
発行
下豊富福祉推進協議会

ご挨拶

下豊富福祉推進協議会

会長 荒川 修



今年も又、長時間の豪雨でこの下豊富でも荒河方面で床下浸水や大門などの山際では山崩れや畔の崩れなどの被災があり、被災されました皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。又雨があがるやいなや猛烈な暑さに襲われておりますが、熱中症に充分にご注意いただきたくお願い申し上げます。

このような中で下豊富の高齢

化率も気温のようになぎのぼりの状況で本年度の敬老会の対象者が昨年より100名余増加し70才の古希を迎えられます方も158名と最高となりました。

これからも『安全で安心して暮らせる地域を』と努力いたしております下豊富福祉推進協議会といたしましても様々な取り組みを致しておりますが、地域全体でふるさとを守り継続させる活動が必要となっております。

地域福祉活動をより細やかな活動を行うために、多くの協力者の助力が必要となっております。

例えば、独居老人や高齢者所帯などでの買い物や通院対策、ごみ出し・清掃などの活動、子供たちの健全な育成や通学の安全を見守る活動などがあります。

今、福知山市では、地域協議会を小学校又は中学校単位で設立し、住民による協同活動により各地域独自の課題解決を目指すべく現在三和・夜久野・大江地域で活動されております。

この下豊富でも、高齢者の買い物や通院の交通手段が無い地区もあり、又、安全な通学路の必要な自治会や水害時の安全な避難体制作りなどの防災・福祉・子育てを中心として地域住民の課題解決の集約を行い、市・府・国などへの要望活動や地域に残る郷土芸能や神事などを保存し継続さ

せていく活動・新たな文化活動を創作する活動を行うべく、下豊富地域づくり協議会を設立し、地域全体で地域を盛り上げ守っていきたくと考えております。

体制としては、自治会長会・公民館・福祉推進協議会・農区長会・子供会・老人会・育友会・消防団・営農組合・農地水・防犯推進委員会等の下豊富にある各団体を結集して色々な活動を手分けして活動したいと考えております。

今後皆様方にお世話になりながら地域づくりに邁進いたしたいと考えておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。ましてご挨拶いたします。



『今から準備「老いじたく」の
研修会に参加して』

下豊富民児協 細川 喜久代



「この暑さは災害だと思いません。」と荒川会長の挨拶があり研修会が始まりました。研修内容は、成年後見制度の説明、実態と課題。そしてみらいノートをつけるメリットについてでした。

成年後見制度とは、私(資料ではご本人)が認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない(十分でなくなった)時、私自身の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで私は法的に支援を受ける事ができる制度であること。

それは二種類有り、私に十分な判断能力があるうちに私が選んだ人(任意後見人)にしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度と私に判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度が有ることを学びました。それが(法定後見制

度)というものです。

しかし、実態はと言えば任意後見契約は全体の2%しか利用されずならず法定後見制度利用が98%だということとす。

つまり、私は判断能力が不十分になつてからの事を考えようとしないうちに最後まで見てもえたら良いという私の考えが揺さ振られる研修でした。

一方でこの権利擁護事業が具体化する時、福祉サービスの利用援助をする事になります。又、私に社会福祉協議会に出向き相談・申込・契約手続きができることが求められます。そして、福祉サービスを担う機関が社会福祉協議会であり法人の履行補助者として専門員、生活支援員の人数確保が必要となる事、現在70人の方が従事して下さっていると聞きました。やはりこの二点が課題であると感じました。

みらいノートとはエンディングノートのことでした。私に万が一のことがあった時、私しか知らない事を家族が困らないように付けておく事。家族に対する愛情を伝えることができるノートである事等のメリットにやはり揺さ振られました。今から始めたい大切な事と認識しました。

平成30年度 事業計画

月日	事業名	摘要
4月 4日	役員会	平成29年度事業・決算について 平成30年度事業計画及び予算(案)について 総会について その他
4月21日	福祉推進協議会総会	平成29年度事業・決算について 平成30年度事業計画及び予算(案)について その他
6月 5日	役員会	福祉研修、福祉だよりの発行について その他
7月28日	心もち訪問	一人暮らし高齢者心もち(冷菓)訪問
8月 3日	福祉研修会	講演会 テーマ『今から準備「老いじたく」』 講師 福知山市社会福祉協議会 権利擁護センター センター長 塩見健司氏 高倉千夏氏
9月 1日	福祉だより発行	第28号発行(3,000部発行予定)
10月	視察研修	研修先等検討中
11月	小学生との交流	修斉小学校 ひめがみっ子集会 修斉小学校体育館にて
12月 1日	第1回ふれあい給食	一人暮らし高齢者ふれあい給食 料理の調製～豊の郷にて
2月23日	第2回ふれあい給食	一人暮らし高齢者ふれあい給食 料理の調製～豊の郷にて
3月	役員会	各支部福祉活動助成金審議・事業及び会計報告 その他
4月	会計監査	平成30年度会計監査

将来もしもの時に・・・

こんなことで不安に思ったことはありませんか？

- 入院が必要となった時、手伝ってくれる人がいない
- 施設に入ろうと思う時、手伝ってくれる人がいない
- 将来、認知症になってしまった時、気付いて、手助けしてくれる人がいない

はじめてみませんか？老いじたく



あんしん*みらい事業



ひとり暮らしでも住み慣れた地域で
あんしんして生活できるようにお手伝いします。

権利擁護センター

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会

エンディングノートの活用法

～わたしと大切なひとのために～

〈エンディングノートとは〉

●エンディングノートを直訳すると“最期の覚え書き”ですが…
⇒自分らしく生きるために、これまでの自分自身の生き方を振り返り、
今の自分を見つめて、今後の人生への希望や大切な人へ想いを伝えるもの。

◇何が書けるの？

- ①私について…生年月日や健康状態など
- ②大切な人へ…入院時の対応、延命治療や病名告知など
- ③遺言・お金に関すること…遺言書の有無、預貯金・年金等についてなど

◇エンディングノートを残すメリット

- ①日常生活の備忘録として利用できます。
- ②ご自身に万が一のことがあったときに、ご家族が困らずに済みます。
- ③ご家族に対するご自身の愛情を伝えることができます。

みらいノート(エンディングノート)は遺言書と異なり、
法的効力はありませんので、ご注意ください。



利用できる方

おおむね65歳以上の福知山市民でかつ居住され、下記の条件に該当する方

- 事業の契約内容を理解し判断できる方
- 高齢者または障害者のみの世帯
- 支援可能な親族がいない
- 年間収入がおおむね100万円以上あること



※住民票が福知山市にあり、実際に居住している方が対象です。
※生活保護受給の方は、対象外です。

ご利用までの流れ

- 受付相談** 相談を希望される方は、権利擁護センターまでまずはご連絡ください。
- 書類審査** 申し込み書類の内容を審査し、ご連絡いたします。
*不備がある場合は電話でご連絡します。*非該当の場合はご連絡の上、申込書を返却します。
- 契約準備** 職員が契約に必要な聞き取りや、書類の確認(必要に応じてコピーをいただきます。)契約準備は2～3か月必要となります。
- 支援内容の決定** 以下の内容を相談のうえ、確認していきます。
ア 遺言作成に確認が必要なこと
・現在の預貯金、不動産など資産状況 法定相続人の確認、家財の処分について
・お持ちの口座、通帳の確認 誰に遺産を渡すか 葬儀・お墓・について 等
イ お手伝いの内容を定めるのに必要なこと
・医療・介護の状況、現在の収入、支出の状況 ご親族の状況
・公共料金など毎月の支払、民間保険等の加入状況 医療についての意向
・緊急時のご連絡先 入院時の確認事項 など
- 契約前審査** 約1か月必要となります(公証人登場への相談、社団と遺言執行人との面談、戸籍簿本等必要)
- 公正証書作成** 公証役場で公正証書遺言を作成します。
- 契約** 福知山市社会福祉協議会と契約を結びます。
- 預託金預かり** 契約後、1週間の間に預託金を振り込んでいただきます。



主なサービス

- 基本サービス**
 - 見守りサービス
 - ①安否確認 …… 電話(無料)と月に1回の訪問により安否の確認をします。
 - 日常生活支援サービス
 - ①福祉サービス利用支援… 福祉サービスについての相談、利用手続きの支援 等
 - ②日常的な金銭管理の支援… 年金、福祉手当等の手続き、税金、公共料金等の支払い手続き支援 等
 - ③入院時の支援 …… 入院時の連絡、必要物品のお届け、支払い支援
 - ④契約手続きの支援 …… 医療サービス契約支援、福祉施設入所契約の手続き支援 等
 - ⑤専門職件介支援 …… 法定後見申し立て支援、弁護士、司法書士等への専門職への紹介
 - 保証機能サービス
 - ①入院時保証機能 …… 入院時・退院時の説明の立会および保証人に準ずる手続き等の支援 等
 - ②施設入所時保証機能 …… 施設入所時の保証人に準ずる手続き等の支援
 - ③葬儀・埋葬手続等手続き支援…死亡時の葬儀埋葬等に要する手続き等の支援
 - ④その他必要と認められる手続き支援…入院中でも必要な、家賃等の支払い支援
 - オプションサービス
 - 書類等預かりサービス
 - ①書類等預かり …… ①預貯金通帳などの預かり(日常生活支援サービスの連携等)
 - ②その他(権利書や証券、証書等)預かり
- ★ご本人の判断能力が不十分になった場合
福祉サービス利用援助事業や成年後見事業の利用支援をします。
- ★ご本人が亡くなった時
遺言執行人に連絡し、死後事務のお手伝いをします。
※契約前に公正証書遺言の作成と遺言執行人の決定をしていただきます。



費用

利用内容	利用料	備考
見守りサービス	1か月 1,000円	
日常生活支援事業サービス	1回1時間まで1,000円 1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算	当該施設等への旅費等は、実費負担がある場合があります。
保証機能サービス		①預貯金通帳等預かり ②その他(権利書や証券、証書等)
書類等預かりサービス	1か月 各1,000円	

預託金	預かり目的	預託金額の目安	備考
入院費用として		60万円程度	標準的入院月額額の3か月分
施設入所費用として		24万円～42万円程度	施設利用料の3か月分
葬儀・埋葬費用		35万円程度	福知山市斎場利用の場合
その他の必要費用		ご希望により相談をお受けします	家財処分費等

ご相談・お問い合わせは



権利擁護センター

(社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会)

〒620-0035 福知山市宇内記10-18 福知山市総合福祉会館内

電話 0773-25-3211

FAX 0773-24-5282

メールアドレス fuku-shakyo@coral.broba.cc

あとがき

今夏は、気象庁が「災害」と言うほど35度を超える猛暑日が続き、「命に関わる暑さ」が何日も続きました。更に例年になく数多くの台風が発生や大雨による災害の発生などにお疲れのことと存じます。又農家の方々は、鳥獣害対策や水やり等大変です。皆様にお見舞い申し上げます。

しかしながら季節は巡り、豊穰の郷豊富にも黄金色の稲穂が波打つ光景を目にするようになりました。錦秋の豊富谷を眺めながら近所同士ゆつくりとお茶を飲めるといいなと思います。そして、声を掛け合い、助け合いながら心温まる地域づくりを進めていきたいと思えます。

季節の変わり目になります。皆様方にはくれぐれもご自愛いただき、健勝でお過ごしください。

